# 業務委託基本契約書

本契約は、2026年3月14日、Subject A株式会社（以下「受託者」）とSubject Bホールディングス（以下「委託者」）との間で締結される。

第2.1条（報酬）委託者は受託者に対し、年額125,000,000円を支払う。

第4.2条（支配権の変更）各当事者は、30日前の書面通知により本契約を解除できる。

第7.3条（責任）受託者の責任総額は350,000,000円を上限とする。

第9.1条（期間）本契約は2026年4月1日に開始し、2029年3月31日に終了する。

第11条（準拠法）本契約はサブジェクト国の法律に準拠する。

Synthetic test document. All names, amounts and dates are invented.